

神奈川県高校生等奨学給付金（通常給付・国公立）

授業料以外の教育費を支援する返還不要の給付金(申請必要)
生活保護(生業扶助)受給世帯・住民税所得割非課税世帯が対象

1 申請できる方 令和5年7月1日現在で次の要件のすべてを満たす世帯

(1) 保護者の方が神奈川県内に住所を有していること。

- 神奈川県外在住の場合は、お住まいの都道府県へお問合せください。
- 都道府県によって申請期限が異なりますので、お早めに(できれば7月中旬)ご確認ください。

(2) 生活保護(生業扶助)受給世帯または住民税所得割非課税世帯であること。

- 生活保護(生業扶助)受給世帯(以下「生活保護世帯」という。)の確認は、令和5年7月1日現在の生業扶助の措置状況で確認します。
- 住民税所得割非課税世帯(以下「非課税世帯」という。)の確認は、保護者全員の令和5年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額で確認します。
※ 海外赴任等で日本国内に住所を有しないため非課税である場合は対象外となります。

(3) 対象となる高校生等が高等学校等に在籍していること。

- 高校生等とは、就学支援金、学び直し支援金又は専攻科支援金の受給資格を有する生徒です。
- 高校生等が児童福祉施設(母子生活支援施設を除く。)に入所又は里親に養育されており、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は対象外となります。
- 高等学校等とは、高等学校(別科を除く。)、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校(第1学年から第3学年まで)、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものをいいます。
※ 高等学校及び中等教育学校(後期課程)の専攻科を含みます。

※ (1)～(3)に該当する方で、就学支援金や奨学金を申請した方も対象となる場合があります。

2 申請期間 令和5年7月3日(月)～令和5年10月20日(金)校内締切

- 書類審査があるので、お早めにご提出ください。
- 高校生等を複数扶養している場合は、それぞれの高校生等について申請が必要です。

3 支給時期 申請した月の2箇月後の末頃を予定 (例)7月申請⇒9月末頃支給

- 申請が集中した場合は、支給時期が遅くなる場合があります。

4 非課税世帯の方で個人番号(マイナンバー)を利用される方

- 神奈川県高校生等奨学給付金(通常給付・国公立)詳細版>の3ページをご覧ください。

詳しいお知らせ や 申請書類 は、事務室に用意していますので、お申し出ください。
問合せ先:神奈川県立横浜国際学校 事務室 電話 045-721-1434

高校生等奨学給付金（通常給付）対象者及び給付額確認シート

令和5年7月1日現在、保護者の方は神奈川県内にお住まいですか？

はい

いいえ

都道府県ごとに申請期間が異なりますので、早急にお住まいの都道府県にお問合せください。

令和5年7月1日現在、高校生等は学校に在籍していますか？

はい

いいえ

該当しません

（休学又は7月2日以降の入学の場合はお問い合わせください。）

令和5年7月1日現在、高校生等は生活保護（生業扶助）を受けていますか？

はい

いいえ

保護者全員の令和5年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額は0円（非課税）ですか？

はい

いいえ

該当しません

通信制または専攻科の高校生等はいますか？

はい

いいえ

「生活保護受給世帯」の給付額です

専攻科以外
国公立 32,300円
私立 52,600円

専攻科※
国公立 50,500円
私立 52,100円

※ 保護者の方に令和5年度の住民税所得割が課税されている方がいる場合は対象外

通信制・専攻科の高校生等については「通信制」「専攻科」の給付額です
国公立 50,500円
私立 52,100円

通信制・専攻科以外の高校生等がいる場合は「非課税世帯・第2子」の給付額です
国公立143,700円
私立 152,000円

高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいますか？

はい

いいえ

「非課税世帯・第2子」の給付額です
国公立143,700円
私立 152,000円

2人以上の高校生等がいますか？

はい

いいえ

1人の高校生等は「非課税世帯・第1子」の給付額です
国公立 117,100円 私立 137,600円

2人目以降の高校生等は「非課税世帯・第2子」の給付額です
国公立 143,700円 私立 152,000円

「非課税世帯・第1子」の給付額です
国公立117,100円
私立 137,600円